写

議案第六十三号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年四月二十三日

三朝町長　松村喬成

昭和五拾壱年四月廿参日　原案可決

三朝町議会議長　牧田禎

三朝町条例第　　号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第三号中「六十万円」を「七十万円」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の所得の金額が九万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、均等割を課さない。

第三十一条第一項中「三百円」を「七百円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第二十三条第一項第三号又は第四号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の上欄に掲げる法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下本節において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

| 法人等の区分 | 税率 |
| --- | --- |
| 一　資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。次号において同じ。）及び保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社で、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従事者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む。）の数の合計数が百人を超えるもの | 年額四万円 |
| 二　資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で、前号に掲げるもの以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人 | 年額二万円 |
| 三　前二号に掲げる法人以外の法人等 | 年額一万二千円 |

第三十六条の二第一項中「並びに前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第二条の二第一項の表の上欄の(二)又は(三)に掲

げる者を除く。）」を削る。

第四十四条第五項中「翌年の四月三十日」を「十二月三十一日」に、「受けないこととなつた場合には」を「受けないこととなり、かつ」に、「申出があり、かつ、その者」を「申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者」に改める。

第八十条第一項中「（法第四百四十二条の二第二項の規定により当該軽自動車等が売主及び買主の共有物とみなされる場合における当該買主を含む。以下軽自動車税について同じ。）」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

第八十二条第一号イ中「五百円」を「六百五十円」に改め、同号ロ中「こえ」を「超え」に、「八百円」を「千円」に改め、同号ハ中「こえる」を「超える」に、「千円」を「

千三百円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　軽自動車及び小型特殊自動車

イ　軽自動車

| | |
|---|---|
| 二輪のもの（側車付のものを含む。） | 年額二千円 |
| 三輪のもの | 年額二千六百円 |
| 四輪以上のもの | |
| 乗用のもの | |
| 営業用 | 年額五千二百円 |
| 自家用 | 年額五千九百円 |
| 貨物用のもの | |
| 営業用 | 年額二千九百円 |
| 自家用 | 年額三千三百円 |
| 専ら雪上を走行するもの | 年額二千円 |

ロ　小型特殊自動車

| | |
|---|---|
| 農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。） | 年額千三百円 |
| その他のもの | 年額三千九百円 |

第八十二条第三号中「二千五百円」を「三千三百円」に改める。

第八十七条の見出し中「申告」の下に「又は報告」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第八十条第二項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から十五日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を町長に提出しなければならない。

一　当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地

二　当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地

三　当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無

四　当該軽自動車等の占有の有無

五　その他町長が必要と認める事項

第八十八条の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条第一項中「納税義務者」の下に「又は第八十条第二項に規定する軽自動車等の売主」を加え、「申告すべき」を「申告し、又は報告すべき」に、「申告を」を「申告又は報告を」に改める。

第八十九条を削り、第九十条を第八十九条とし、第九十条の二を第九十条とする。

第九十八条第二項中「百分の三」を「百分の二」に改める。

第百三十九条の次に次の一条を加える。

（特別土地保有税の減免）

第百三十九条の二　町長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

一　公益のために直接専用する土地

二　町の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地

2　前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

一　納税義務者の住所及び氏名又は名称

二　土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額

三　減免を受けようとする事由及び前項第二号の土地にあつては、その被害の状況

3　第一項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附則第十条中「第十二項」を「第十四項」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

（土地に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第十一条　次条から附則第十四条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

一　農地　法附則第十七条第一号

二　宅地等　法附則第十七条第二号

三　上昇率　法附則第十七条第六号

四　前年度分の固定資産税の課税標準額　法附則第十八条第二項（附則第十三条の場合にあつては、法附則第十九条第二項において準用する法附則第十八条第二項）

附則第十二条の見出し中「昭和四十一年度から昭和五十年度」を「昭和五十一年度から昭和五十三年度」に改め、同条第一項中「（第三項又は次条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「昭和四十一年度から昭和四十九年度」を「昭和五十一年度から昭和五十三年度」に改め、同項の表を次のように改める。

| 上昇率の区分 | 負担調整率 |
| --- | --- |
| 一・三倍以下のもの | 一・一 |
| 一・三倍を超え一・七倍以下のもの | 一・二 |
| 一・七倍を超えるもの | 一・三 |

附則第十二条第二項及び第三項を削る。

附則第十二条の二を削る。

附則第十三条を次のように改める。

（農地に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第十三条　農地に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税の

額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該農地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

| 上昇率の区分 | 負担調整率 |
| --- | --- |
| 一・三倍以下のもの | 一・一 |
| 一・三倍を超えるもの | 一・二 |

附則第十四条を次のように改める。

（免税点の適用に関する特例）

第十四条　附則第十二条又は第十三条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第六十三条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第十二条又は第十三

条に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとする。

附則第十五条を次のように改める。

（住宅用地以外の宅地等に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の特別土地保有税の課税の特例）

第十五条　附則第十二条の規定の適用がある宅地等（附則第十一条第二号に掲げる宅地等をいうものとし、第六十一条第九項に規定する住宅用地を除く。）に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の特別土地保有税については、第百三十七条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十二条第十一項に規定する課税標準となるべき額」とする。

附則第十六条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第十六条　昭和五十一年度分及び昭和五十二年度分の軽自動車税に限り、道路運送車両の

保安基準の一部を改正する省令（昭和五十年運輸省令第四号）による改正後の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条第二項の適用を受ける軽自動車のうち同項の表の第一号に掲げるもの（同号に規定する二サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）で、同項及び同条第三項の基準に適合するもの並びに電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対して課する税率は、第八十二条の規定にかかわらず、三朝町税条例の一部を改正する条例（昭和五十一年三朝町条例第　　号）による改正前の三朝町税条例第八十二条に規定する税率とする。

附則第十六条の二を削り、附則第十六条の三を附則第十六条の二とし、附則第十六条の四を附則第十六条の三とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、交付の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。ただし、

三朝町税条例第九十八条第二項の改正規定は、昭和五十二年一月一日から施行する。

（町民税に関する規定の適用）

第二条　改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、昭和五十一年度分の個人の町民税から適用し、昭和五十年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2　新条例第三十一条第二項の規定は、昭和五十一年四月一日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度又は同条第三項の期間に係る法人の町民税について適用し、適用日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

3　法人の適用日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が適用日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る町民税として納付した、又は納付すべきであつた町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十一年度分の固定資産税から適用し、昭和五十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第四条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和五十一年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（ガス税に関する規定の適用）

第五条　新条例第九十八条第二項の規定は、昭和五十二年一月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する規定の適用）

第六条　新条例第百三十九条の二（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限

る。）及び新条例附則第十五条の規定は、昭和五十一年度分から適用し、昭和五十年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

2　新条例第百三十九条の二（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）の規定は、適用日以後の土地の取得について適用し、適用日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。